

介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会

〒420-8558

静岡市葵区春日2丁目4番34号

TEL 054-253-5580

FAX 054-253-5589

[インターネット]

<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

静岡県国保連合会 検索

高額介護サービス費及び食費の負担限度額見直しについて

令和3年8月1日より、高額介護(予防)サービス費の負担限度額及び補足給付における食費の見直しが施行されます。

介護保険施設における食費・居住費と 高額介護サービス費の負担限度額が 令和3年8月1日から 変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

年金収入等※80万円以下(第2段階)	R3.7月まで → 見直し後(R3.8月~)	
	単身 1,000万円	見直し後(単身 650万円、夫婦 1,650万円)
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	夫婦 2,000万円	見直し後(単身 550万円、夫婦 1,550万円)
年金収入等 120万円超(第3段階②)		見直し後(単身 500万円、夫婦 1,500万円)

※年金収入等＝公的年金等収入金額(非課税年金を含まず。)+その他の合計所得金額

年金収入等※80万円以下(第2段階)	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで → 見直し後(R3.8月~)	R3.7月まで → 見直し後(R3.8月~)	R3.7月まで → 見直し後(R3.8月~)	R3.7月まで → 見直し後(R3.8月~)
年金収入等 80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方*

※食事の提供に要する平均的な費用の額(基準費用額)は、1,392円→1,445円(円額)に変わります。
(注)居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

ご利用いただく際は、施設と利用者の契約により決められています。

ご利用いただく際は、施設と利用者の契約により決められています。

② 毎月の負担上限額(高額介護サービス費)が変わります。
介護サービスの利用者と同世代に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。

厚生労働省

当該ポスター及びリーフレットについては、厚生労働省ホームページ^(※1)にも掲載されていますので、介護保険サービス利用者等に対して新制度についてご説明する際に御活用いただきますようお願いいたします。

- (※1) ポスター・リーフレット掲載場所:(厚生労働省ホームページ)ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 重要なお知らせ
- ・介護保険施設における食費及び高額介護サービス費の負担限度額が変わります。(周知ポスター)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000778218.pdf>
 - ・食費の負担限度額が変わります(周知用リーフレット)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000334525.pdf>
 - ・高額介護サービス費の負担限度額が変わります(周知用リーフレット)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf>

請求事務を担当される方は、御一読願います